

政令第 号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の二の五第一項及び第十七条の三の三の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項中「。以下この条」を「。以下この条及び第三十六条第二項第四号」に、「第三十条第七号」を「第三十四条第八号」に改める。

第三十四条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 不活性ガス消火設備（全域放出方式のもので総務省令で定める不活性ガス消火剤を放射するものに限る。）（不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であつて総務省令で定めるものの適用を受ける部分に限る。）

第三十六条第二項中「有する者」の下に「（第四号において「消防設備士等」という。）」を加え、同項

に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、消防用設備等又は特殊消防用設備等の防火安全性能を確保するために、消防設備士等による点検が特に必要であるものとして総務省令で定める防火対象物

附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

理 由

最近の不活性ガス消火設備に係る事故等の発生状況に鑑み、その再発の防止を図るため、一定の不活性ガス消火設備について現に存する防火対象物に設置されているものであっても最新の技術上の基準を適用するとともに、消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物の範囲を拡大する必要があるからである。

○ 消防法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準） 第二十九条の四 法第十七条第一項の関係者は、この節の第二款から前款までの規定により設置し、及び維持しなければならない同項に規定する消防用設備等（以下この条において「通常用いられる消防用設備等」という。）に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能（火災の拡大を初期に抑制する性能、火災時に安全に避難することを支援する性能又は消防隊による活動を支援する性能をいう。以下この条及び第三十六条第二項第四号において同じ。）が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設（以下この条、第三十四条第八号及び第三十六条の二において「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」という。）を用いることができる。 2・3 （略） （適用が除外されない消防用設備等）	（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準） 第二十九条の四 法第十七条第一項の関係者は、この節の第二款から前款までの規定により設置し、及び維持しなければならない同項に規定する消防用設備等（以下この条において「通常用いられる消防用設備等」という。）に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能（火災の拡大を初期に抑制する性能、火災時に安全に避難することを支援する性能又は消防隊による活動を支援する性能をいう。以下この条において同じ。）が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設（以下この条、第三十四条第七号及び第三十六条の二において「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」という。）を用いることができる。 2・3 （略） （適用が除外されない消防用設備等）

第三十四条 法第十七条の二の五第一項の政令で定める消防用設備等は、次の各号に掲げる消防用設備等とする。

- 一 (略)
- 二 不活性ガス消火設備（全域放出方式のもので総務省令で定める不活性ガス消火剤を放射するものに限る。）（不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であつて総務省令で定めるものの適用を受ける部分に限る。）
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)

（消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物等）

第三十四条 法第十七条の二の五第一項の政令で定める消防用設備等は、次の各号に掲げる消防用設備等とする。

- 一 簡易消火用具
（新設）

- 二 自動火災報知設備（別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、十六項イ及び十六の二項から十七項までに掲げる防火対象物に設けるものに限る。）

- 三 ガス漏れ火災警報設備（別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、十六項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物並びにこれらの防火対象物以外の防火対象物で第二十一条の二第一項第三号に掲げるものに設けるものに限る。）

- 四 漏電火災警報器

- 五 非常警報器具及び非常警報設備

- 六 誘導灯及び誘導標識

- 七 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であつて、消火器、避難器具及び前各号に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの

（消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物等）

第三十六条 (略)

2 法第十七条の三の三の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者(第四号において「消防設備士等」という。)に点検をさせなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、消防用設備等又は特殊消防用設備等

第三十六条 法第十七条の三の三の消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物は、別表第一(二十項)に掲げる防火対象物とする。

2 法第十七条の三の三の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ、(十六)の二項及び(十六)の三項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの

二 別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十五)項まで、(十六)項ロ、(十七)項及び(十八)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの

三 前二号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一)以上設けられていないもの

(新設)

備等の防火安全性能を確保するために、消防設備士等による点検が特に必要であるものとして総務省令で定める防火対象物

○総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の十四及び第十七条の三の二並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十三条、第三十四条第二号及び第三十六条第二項第四号の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

総務大臣 金子 恭之

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 「第一章・第一章の二 略」 第二章 消防用設備等又は特殊消防用設備等 「第一節 略」 第二節 設置及び維持の技術上の基準 「第一款 第五款 略」 第六款 雑則（第三十一条の八―第三十三条の二） 第二章の二 消防設備士（第三十三条の二の二―第三十三条の十八） 「第三章 第七章 略」 附則 （不活性ガス消火設備に関する基準） 第十九条 令第十六条第一号の総務省令で定める防火設備は、防火戸とする。 「2 4 略」 5 全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。 「一 十二 略」 十三 起動用ガス容器は、次のイからニまでに定めるところによること。 イ 全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）には、起動用ガス容器を設けること。 ロ 略 ハ 略 ニ 略 十四 起動装置は、次のイ又はロに定めるところによること。 イ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備にあつては、次のイ及びロに定めるところによること。 （イ） 手動式とすること。ただし、常時人のいない防火対象物その他手動式によることが不適当な場所に設けるものにあつては、自動式とすることができる。 （ロ） 全域放出方式のものには、消火剤の放出を停止する旨の信号を制御盤へ発信するため緊急停止装置を設けること。 ロ 窒素、IG―五五又はIG―五四一を放射する不活性ガス消火設備にあつては、自動式とすること。 「十五 略」 十六 自動式の起動装置は、次のイからニまでに定めるところによること。 イ 起動装置は、次に定めるところによること。	目次 「第一章・第一章の二 同上」 第二章 「同上」 「第一節 同上」 第二節 「同上」 「第一款 第五款 同上」 第六款 雑則（第三十一条の八―第三十三条） 第二章の二 消防設備士（第三十三条の二―第三十三条の十八） 「第三章 第七章 同上」 附則 （不活性ガス消火設備に関する基準） 第十九条 「同上」 「2 4 同上」 5 「同上」 「一 十二 同上」 十三 起動用ガス容器は、次のイからハまでに定めるところによること。 「新設」 イ 同上 ロ 同上 ハ 同上 ニ 同上 十四 「同上」 イ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備にあつては、手動式とすること。ただし、常時人のいない防火対象物その他手動式によることが不適当な場所に設けるものにあつては、自動式とすること。 「新設」 「新設」 ロ 窒素、IG―五五又はIG―五四一を放射する不活性ガス消火設備にあつては、自動式とすること。 「十五 同上」 十六 「同上」 イ 起動装置は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものであること。

	〔イ〕 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものであること。 〔ロ〕 全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）に設ける起動装置は、二以上の火災信号により起動するものであること。 〔ロ・ニ 略〕 十七 音響警報装置は、次のイからニまでに定めるところによること。 〔イ・ロ 略〕 ハ 全域放出方式の不活性ガス消火設備に設ける音響警報装置は、音声による警報装置とすること。ただし、常時人のいない防火対象物（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち、自動式の起動装置を設けたものを設置したものを除く。）にあつては、この限りでない。 〔三 略〕 〔十八 略〕 十九 全域放出方式の不活性ガス消火設備には、次のイ又はロに定めるところにより保安のための措置を講じること。 イ 二酸化炭素を放射するものにあつては、次のイからホまでに定めるところによること。 〔イ・ロ 略〕 〔ハ〕 集合管（集合管に選択弁を設ける場合にあつては、貯蔵容器と選択弁の間に限る。）又は操作管（起動用ガス容器と貯蔵容器の間に限る。）に消防庁長官が定める基準に適合する閉止弁を設けること。 〔二 略〕 〔ホ〕 二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所 に、次の(1)及び(2)に定める事項並びに日本産業規格 A 8 3 2 2（二〇二二）の図 A.1（一）の長さが〇・三メートル以上のものに限る。）を表示した標識を設けること。 (1) 二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあること。 (2) 消火剤の放射された場合は、当該場所に立ち入ってはならないこと。ただし、消火剤が排出されたことを確認した場合は、この限りでない。 ロ 窒素、I G―五五又は I G―五四一を放射するものにあつては、イ(二)の規定の例によること。 〔十九の二〇二十四 略〕 〔6 略〕 第十九条の二 全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）の維持に関する技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。 一 閉止弁は、次のイ及びロに定めるところにより維持すること。 イ 工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止された状態であること。 ロ イに掲げる場合以外の場合は、開放された状態であること。 二 自動手動切替え装置は、工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、手動状態に維持すること。
--	--

	〔新設〕 〔新設〕 〔ロ・ニ 同上〕 十七 〔同上〕 〔イ・ロ 同上〕 ハ 全域放出方式のものに設ける音響警報装置は、音声による警報装置とすること。ただし、常時人のいない防火対象物にあつては、この限りでない。 〔三 同上〕 〔十八 同上〕 十九 全域放出方式のものには、次のイ又はロに定めるところにより保安のための措置を講じること。 イ 二酸化炭素を放射するものにあつては、次のイからハまでに定めるところによること。 〔イ・ロ 同上〕 〔新設〕 〔ハ〕 同上 〔新設〕 ロ 窒素、I G―五五又は I G―五四一を放射するものにあつては、イ(ハ)の規定の例によること。 〔十九の二〇二十四 同上〕 〔6 同上〕 〔新設〕
--	--

三 消火剤が放射された場合は、防護区画内の消火剤が排出されるまでの間、当該防護区画内に人が立ち入らないように維持すること。 四 制御盤の付近に設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書を備えておくこと。 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査) 第三十一条の三 法第十七条の三の二の規定による検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合において、その旨を工事が完了した日から四日以内に消防庁又は消防署長に別記様式第一号の二の三の届出書に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書類を添えて届け出なければならない。 一 消防用設備等 当該設置に係る消防用設備等に関する図書で次に掲げるもの及び消防用設備等試験結果報告書 イ 平面図 ロ 配管及び配線の系統図 二 特殊消防用設備等 当該設置に係る特殊消防用設備等に関する図書で前号イ及びロに掲げるもの、設備等設置維持計画及び特殊消防用設備等試験結果報告書 〔2〕5 同上 (消防設備士等による点検が特に必要である防火対象物) 第三十一条の六の二 令第三十六条第二項第四号の総務省令で定める防火対象物は、全域放方式の不活性ガス消火設備(二酸化炭素を放射するものに限る。)が設置されているものとする。 (登録講習機関) 第三十一条の七 第三十一条の六条第七項の規定による消防庁長官の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。 〔2 略〕 (適用が除外されない不活性ガス消火設備) 第三十三条の二 令第三十四条第一号に規定する不活性ガス消火剤は、二酸化炭素とする。 2 令第三十四条第二号に規定する不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であつて総務省令で定めるものは、第十九条第五項第十九号イ(ハ)及び(ホ)並びに第十九条の二の規定とする。 (消防設備士でなくとも行える消防用設備等の整備の範囲) 第三十三条の二の二 〔略〕 (工事整備対象設備等着工届) 第三十三条の十八 法第十七条の十四の規定による届出は、別記様式第一号の七の工事整備対象設備当着工届出書に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書類の写しを添付して行わなければならない。 一 消防用設備等 当該消防用設備等の工事の設計に関する図書で次に掲げるもの	(消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査) 第三十一条の三 法第十七条の三の二の規定による検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合において、その旨を工事が完了した日から四日以内に消防庁又は消防署長に別記様式第一号の二の三の届出書に次に掲げる書類を添えて届け出なければならない 一 当該設置に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書 〔新設〕 〔新設〕 二 当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書 〔2〕5 同上 〔新設〕 (登録講習機関) 第三十一条の七 前条第六項の規定による消防庁長官の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。 〔同上〕 〔新設〕 (消防設備士でなくとも行える消防用設備等の整備の範囲) 第三十二条の二 〔同上〕 (工事整備対象設備等着工届) 第三十三条の十八 〔同上〕 一 消防用設備等 当該消防用設備等の工事の設計に関する図書
第三十一条の三 法第十七条の三の二の規定による検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合において、その旨を工事が完了した日から四日以内に消防庁又は消防署長に別記様式第一号の二の三の届出書に次に掲げる書類を添えて届け出なければならない 一 当該設置に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書 〔新設〕 〔新設〕 二 当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書 〔2〕5 同上 〔新設〕 (登録講習機関) 第三十一条の七 前条第六項の規定による消防庁長官の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。 〔同上〕 〔新設〕 (消防設備士でなくとも行える消防用設備等の整備の範囲) 第三十二条の二 〔同上〕 (工事整備対象設備等着工届) 第三十三条の十八 〔同上〕 一 消防用設備等 当該消防用設備等の工事の設計に関する図書	第三十一条の三 法第十七条の三の二の規定による検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合において、その旨を工事が完了した日から四日以内に消防庁又は消防署長に別記様式第一号の二の三の届出書に次に掲げる書類を添えて届け出なければならない 一 当該設置に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書 〔新設〕 〔新設〕 二 当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書 〔2〕5 同上 〔新設〕 (登録講習機関) 第三十一条の七 前条第六項の規定による消防庁長官の登録は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。 〔同上〕 〔新設〕 (消防設備士でなくとも行える消防用設備等の整備の範囲) 第三十二条の二 〔同上〕 (工事整備対象設備等着工届) 第三十三条の十八 〔同上〕 一 消防用設備等 当該消防用設備等の工事の設計に関する図書

イ 平面図 ロ 配管及び配線の系統図 ハ 計算書 ニ 特殊消防用設備等 当該特殊消防用設備等の工事の設計に関する前号イからハまでに掲げる図書、設備等設置維持計画、法第十七条の二第三項の評価結果を記載した書面及び法第十七条の二第二項の認定を受けた者であることを証する書類	〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 ニ 特殊消防用設備等 当該特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書、設備等設置維持計画、法第十七条の二第三項の評価結果を記載した書面及び法第十七条の二第二項の認定を受けた者であることを証する書類
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に係る技術上の基準の細目については、この省令による改正後の消防法施行規則第十九条第五項第十九号イ（ハ）の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○消防庁告示第 号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件）第二第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別表第6 不活性ガス消火設備の点検の基準 1 機器点検 次の事項について確認すること。 〔(1)～(4) 略〕 〔5〕 標識（貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等に設けられるものに限る。） <u>出入口等</u>の見やすい位置に設けられ、<u>損傷、脱落、汚損等がないこと。</u> 〔6〕 起動装置 イ 略 イ 自動式起動装置 〔 (7) ～ (9) 略〕 〔(10)〕 <u>AND 回路制御機能</u> 正常であること。 〔(11)〕 <u>緊急停止装置</u> <u>機能が正常であること。</u> 〔(12)・(13) 略〕 〔14〕 配管等 ア・イ 略 ウ 閉止弁（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。） 〔(15)〕 <u>外形</u> 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 〔(16)〕 <u>機能</u> <u>開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。</u> 〔(17)～(20) 略〕 〔 2 略〕	別表第6 〔同上〕 1 〔同上〕 〔同上〕 〔(1)～(4) 同上〕 〔新設〕 〔5〕 〔同上〕 ア 同上 イ 〔同上〕 〔 (7) ～ (9) 同上〕 〔新設〕 〔新設〕 〔(6)・(12) 同上〕 〔8〕 〔同上〕 ア・イ 同上 ウ 〔同上〕 〔新設〕 〔新設〕 〔(9)～(19) 同上〕 〔 2 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十七第三項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第二十五号（消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づき、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後		改正前	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	〔第一 略〕 第二 講習科目及び講習時間 一 講習科目及び講習時間は、次のとおりとする。 (一) 特殊消防用設備等の講習区分に係る講習	〔第一 同上〕 第二 〔同上〕 一 〔同上〕。 (一) 〔同上〕	
	講習科目 〔イ 略〕 ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 Ⅱ〔イ〕〔へ〕 略 (ト) 工事整備対象設備等の工事又は整備における保安に関する要点	講習科目 〔イ 同上〕 ロ 〔同上〕 〔イ〕〔へ〕 同上 〔新設〕	講習時間 〔略〕 四時間以上
	(二) 消火設備、警報設備、避難設備及び消火器の講習区分に係る講習 講習科目 〔イ 略〕 ロ 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 Ⅲ〔イ〕〔ニ〕 略 (ホ) 工事整備対象設備等の工事又は整備における保安に関する要点	(二) 〔同上〕 講習科目 〔イ 略〕 ロ 〔同上〕 Ⅲ〔イ〕〔ニ〕 同上 〔新設〕	講習時間 〔略〕 四時間以上
	〔一・三 略〕 〔第三・第四 略〕	〔一・三 同上〕 〔第三・第四 同上〕	

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十八号（消防法施行規則第三十条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後				改 正 前			
〔第一・第二 略〕 第三 講習科目及び講習時間 一 特殊の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。 講習科目 〔略〕 消防用設備等概論 イ 消防用設備等の概論 ロ 点検における保安に関する要点 〔略〕 二 第一種又は第二種の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。 講習科目 〔略〕 消防用設備等の点検要領及び点検における保安に関する要点 〔略〕 六時間 〔三・四 略〕				〔第一・第二 同上〕 第三 〔同上〕 一 〔同上〕 講習科目 〔同上〕 〔同上〕 〔新設〕 〔新設〕 〔略〕 二 〔同上〕 講習科目 〔同上〕 消防用設備等の点検要領 〔同上〕 講習時間 〔同上〕<			

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	二 点検における保安に関する要点	
	二 第一種又は第二種の再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準として行うものとする。	
〔第八・第九 略〕	再講習科目	再講習時間
	〔一〕 略	〔略〕
	〔二〕 点検実務 「イ」ハ 略	四時間
	二 点検における保安に関する要点	
〔第八・第九 略〕	再講習科目	再講習時間
	〔一〕 同上	〔同上〕
	〔二〕 同上 「イ」ハ 同上	〔同上〕
	〔新設〕	〔同上〕

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十九条第五項第十九号イ（ハ）の規定に基づき、不活性ガス消火設備の閉止弁の基準を次のように定める。

令和四年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

不活性ガス消火設備の閉止弁の基準

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十九条第五項第十九号イ（ハ）に規定する不活性ガス消火設備の閉止弁の基準を定めるものとする。

第二 構造及び機能

閉止弁の構造及び機能は、次に定めるところによる。

一 常時開放状態にあつて、直接操作及び遠隔操作により閉止できるもの又は直接操作により閉止できるものであること。

二 直接操作により操作する部分には、操作の方向又は開閉位置を表示すること。

三 見やすい箇所にかつ常時開放し、点検時に閉止する旨を表示すること。

四 開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が設けられていること。

五 使用時に破壊、亀裂等の異常を生じないものであること。

六 管との接続部は、管と容易に、かつ、確実に接続できるものであること。

七 ほこり又は湿気により機能に異常を生じないものであること。

八 弁箱の外表面は、なめらかで、使用上支障のある腐食、割れ、きず又はしわがないものであること。

第三 材質

閉止弁の材質は、次に定めるところによる。

一 弁箱は、次のいずれかに適合するものであること。

- (一) J I S (産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。) G 四〇五一、G 四三〇三、G 五一二一、G 五一五一、H 三二五〇、H 五一二〇又はH 五一二一

- (二) (一)に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一又は類似しているもの

- (三) (一)又は(二)に掲げるものと同等以上の強度及び耐食性を有するもの

二 さびの発生により機能に影響を与えるおそれのある部分は、有効な防錆処理を施したものであること。

三 ゴム及び合成樹脂等は、容易に変質しないものであること。

第四 耐圧試験

閉止弁の耐圧試験は、次に定めるところによる。

一 弁箱は、二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち低圧式のものにあつては三・七五メガパスカル、その他のものにあつては最高使用圧力（集合管（集合管に選択弁を設けるものにあつては、貯蔵容器と選択弁の間に限る。）に設ける閉止弁にあつては温度四十度における貯蔵容器の蓄圧全圧力（消火設備に圧力調整装置付のものにあつては調整圧力）。操作管（起動用ガス容器と貯蔵容器の間に限る。）に設ける閉止弁にあつては温度四十度における起動用ガス容器の圧力。以下同じ。）の一・五倍の水圧力を二分間加えた場合に、漏れ又は変形を生じないものであること。

二 弁を閉止した状態で弁の一次側に二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち低圧式のものにあつては三・七五メガパスカル、その他のものにあつては最高使用圧力の一・五倍の水圧力を二分間加えた場合に、損傷等を生じないものであること。

第五 気密試験

閉止弁の気密試験は、次に定めるところによる。

一 弁を開放した状態で二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち低圧式のものにあつては

二・三メガパスカル、その他のものにあつては最高使用圧力の窒素ガス圧力又は空気圧力を五分間加えた場合に、漏れを生じないものであること。

二 弁を閉止した状態で弁の一次側に二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち低圧式のものにあつては二・三メガパスカル、その他のものにあつては最高使用圧力の窒素ガス圧力又は空気圧力を五分間加えた場合に、漏れを生じないものであること。

第六 作動試験

閉止弁の作動試験は、次に定めるところによる。

- 一 直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉すること。
- 二 閉止の状態で閉止の旨の信号が発せられること。
- 三 開放の状態で開放の旨の信号が発せられること。

第七 等価管長

閉止弁は、起動用ガス容器と貯蔵容器の間の操作管に設けるものを除き、水により等価管長を測定した場合に、その値が次に掲げるところによること。

- 一 ボール弁（フルボアのものを除く。）にあつては、五十メートル以下であること。
- 二 ボール弁以外のものにあつては、呼び径五十以下のもの場合には五十メートル以下、呼び径六十五以上のもの場合には百メートル以下であること。

三 ボール弁のうちフルボアのものにあつては、呼び径及び鋼管の種別に応じ、次の表に掲げる値であること。

呼び径	鋼管の種別	
	圧力配管用炭素鋼鋼管 (J I S G 三四五四) スケジュール四十	圧力配管用炭素鋼鋼管 (J I S G 三四五四) スケジュール八十
百	一・二	一・一
九十	一・〇	〇・九
八十	〇・八	〇・八
六十五	〇・七	〇・六
五十	〇・五	〇・五
四十	〇・四	〇・四
三十二	〇・三	〇・三
二十五	〇・二	〇・二
二十	〇・二	〇・二
十五	〇・一	〇・一

百二十五	一・五	一・四
百五十	一・九	一・八

(単位…メートル)

第八 表示

閉止弁には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないよう表示すること。

- 一 製造者名又は商標
- 二 製造年
- 三 耐圧試験圧力値
- 四 型式記号
- 五 流体の流れ方向（流れ方向に制限のない場合は除く。）

附 則

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に設けられている閉止弁のうち、次の各号に適合するものについては、第二から第七の規定にかかわらず、この告示に適合するものとみなす。

一 直接操作により操作する部分に、操作の方向又は開閉位置が表示されているものと。

二 見やすい箇所に常時開放し、点検時に閉止する旨が表示されているものであること。

三 直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉するものであること。

3 この告示の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における不活性ガス消火設備に令和六年三月三十一日までに新たに設ける閉止弁のうち、第二第四号並びに第六第二号及び第三号以外の規定に適合するものについては、この告示に適合するものとみなす。